

十七	十六	十五			十四
元	償	償		後	第
利	還	還		の	二
金	金	期		利	期
支	額	限		子	以

十三
初
期
利
子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に出しは、前記(一)の算式により算出た金額に当該非居住者又は外国人の適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十八年三月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成二十七年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

